

国家課題対応型研究開発推進事業

令和7年度宇宙航空科学技術推進委託費 公募要領

公募受付締切日

令和7年4月14日（月） 17：00 厳守（e-Rad のみでの提出）

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について

本事業への応募には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関の登録を行っていただくとともに、e-Rad への応募情報の入力及び応募書類の提出が必要です。

所属研究機関の e-Rad への登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施してください。複数機関で研究グループを構成する場合は、主管実施機関及び共同参画機関ともに e-Rad への登録手続きが必要であり、また、全ての研究参画者が研究者番号を取得する必要があります。（協力機関は登録は不要です。）

詳細は e-Rad ポータルサイトを参照してください。また不明な箇所は、e-Rad ヘルプデスクにお問い合わせください。

◆e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad 利用可能時間帯：（月～日）0:00～24:00（ただし左記時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。）

【重要】 e-Rad を利用しないと、本事業への応募が出来ませんので、ご注意ください。

<e-Rad に関するお問い合わせ>

e-Rad ヘルプデスク Tel: 0570-057-060（ナビダイヤル）

（受付時間帯：平日 9:00～18:00 ※年末年始を除く。）

※上記ナビダイヤルをご利用になれない場合は、直通ダイヤル（03-6631-0622）をご利用ください。

<制度に関するお問い合わせ>

宇宙航空科学技術推進委託費 令和7年度公募 お問い合わせフォーム

（文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課）

【URL】<https://forms.office.com/r/tMqd72Hn0H>

【ご注意】e-Rad を通じた応募について

公募受付締切日の直前は、e-Rad へのアクセスが集中する他、お問合わせが集中し回答に時間を要することがございます。締切までに余裕を持って応募してください。

文部科学省
令和7年2月

目次

I. 公募課題について	1
1. 宇宙航空科学技術推進委託費について	1
2. 事業内容	2
(1) 公募対象プログラム	2
(2) 事業規模、実施期間及び採択数	7
(3) 実施方法	8
II. 応募について	9
1. 応募対象者及び応募対象者が所属する機関に必要な要件等	9
(1) 応募対象者に必要な資格	9
(2) 応募対象者の要件	9
(3) 研究代表者の指定	10
(4) 事務担当者の指定	10
2. 応募の方法	10
3. 応募に必要な書類	11
4. 書類提出期限	12
5. スケジュール	12
6. 応募にあたっての留意点	13
(1) 所属機関の承認	13
(2) 計画、経費の調整の可能性	13
III. 審査等について	14
1. 事業の枠組	14
2. 課題の審査等について	14
(1) 審査方法	14
(2) 選定結果の通知	14
(3) 審査基準	14
(4) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	14
3. 公表等について	17
4. 中間報告について	17
5. 事後評価について	17
6. 追跡調査について	17
IV. 契約、進捗管理及び事業の実施、経費等について	18
1. 委託契約の締結について	18
(1) 知的財産権の取扱い	18
(2) 取得資産等の取扱い	19
(3) 間接経費について	19
(4) 府省共通経費取扱区分表について	19
(5) 費目間流用について	20
(6) 繰越について	20
2. 年度末までの研究期間の確保について	20
3. 委託業務の実施について	20
V. 事業の実施にあたっての留意点について	21
1. 研究費の適正な執行について	21
(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について	21
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	21
(3) 不正使用及び不正受給への対応	22
(4) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	23
(5) 関係法令等に違反した場合の措置	23
(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	23

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	24
(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	25
(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	26
2. 社会との対話・協働の推進について	26
3. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	27
4. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	27
5. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	29
6. 研究設備・機器の共用促進について	30
7. 博士課程学生の処遇の改善について	31
8. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	32
9. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	32
10. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	33
11. URA等のマネジメント人材の確保について	33
12. 研究データマネジメントについて	33
13. 論文謝辞等における体系的番号の記載について	34
(1) 論文に関する事業が一つの場合	34
(2) 論文に関する事業が複数(二つ以上)の場合(体系的番号「JPJ〇〇〇」)	34
14. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS)について	34
15. 競争的研究費改革に関する記載事項	34
VI. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について	35
1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	35
2. e-Rad を利用した応募方法	35
(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html)	35
(2) e-Rad での応募申請	35
3. その他	36
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先	36
(2) e-Rad の利用可能時間帯	37
(3) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	37
(4) e-Rad からの内閣府への情報提供等について	37
(5) 研究者情報の researchmap への登録について	38
VII. その他	39
(参考)e-Rad への入力について	40
府省共通経費取扱区分表について	43
府省共通経費取扱区分表	45
「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」	47
研究代表者(PI)の人件費の支出について	48
研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)の支出について	49
研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について	50
「国民との科学・技術対話」の推進について	51
「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について	56
安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書	62
e-Rad を利用した応募の流れ	63
令和7年度 宇宙航空科学技術推進委託費 審査要項	64
評価項目及び審査基準	67
事後評価実施要領	70

I. 公募課題について

I. 公募課題について

1. 宇宙航空科学技術推進委託費について

宇宙航空科学技術推進委託費(以下「本事業」という。)は、平成21年6月に決定された宇宙基本計画¹⁾において「専門家にとどまらず潜在的な一般の利用者も含めた利用拡大を図る。」とされたこと等を踏まえ、宇宙利用の裾野拡大を目的として、平成21年度に創設されました。

宇宙分野については、令和5年6月に決定された宇宙基本計画²⁾において「最先端かつ実践的な研究開発活動への大学生や高専生などの参加機会の提供(中略)等を通じて、先端・基盤研究を担う大学等における人材育成への支援等を強化する」「人文・社会科学やAI・デジタル技術等に関する高度な知見を有する人材に関しては、宇宙分野への積極的な参画を促すための基盤・拠点の構築を進める。」とされたことを踏まえ、技術者や研究者といった専門人材を育成や、広い分野の知識を活用し、宇宙開発利用の新たな可能性の開拓や裾野拡大に貢献する人材の育成のため「**宇宙人材育成プログラム 宇宙専門人材育成**」を実施いたします。

加えて、内閣府宇宙政策委員会宇宙科学・探査小委員会において大学等を中心とした人材育成のあり方に関する検討が行われ、令和4年3月に「我が国の宇宙産業の拡大、小型コンステレーション時代を見据えた大学等を中心とした人材育成のあり方について」³⁾が取りまとめられました。同報告書では、宇宙分野における人材育成について、「従来型の座学中心の教育による物事の本質的理解とともに、総合工学に求められる統合されたシステムの実現に向けプロジェクト実施を通じ、実践的な教育を組み合わせることが必要である。」「このような取り組みが「研究室レベル」で行われてきており、Institutionalizeされた機関(大学レベル)としての活動ではなく(中略)持続性に欠け、失敗経験から得られる知見等が蓄積されない」等といった指摘が成されています。これを踏まえ、システム全体を理解し到達ビジョンを持って、先端かつ複雑化したプロジェクトを牽引できる人材を育成する「**宇宙人材育成プログラム 宇宙アーキテクト人材育成**」を実施いたします。

また、宇宙基本計画において、「異業種やスタートアップ企業の事業化支援、人材基盤維持発展のため、産学官による研究開発プログラムの充実や、リスクリング、人材交流等を図っていく。」「人文・社会科学やAI・デジタル技術等に関する高度な知見を有する人材に関しては、宇宙分野への積極的な参画を促すための基盤・拠点の構築を進める。」とされていることから、宇宙ビジネスの事業開発や国際展開を牽引する人材育成基盤の構築を推進する「**宇宙人材育成プログラム 宇宙ビジネス人材育成**」を実施いたします。

航空分野については、令和4年7月に文部科学省がとりまとめた「航空科学技術分野に関する研究開発ビジョン」において、「航空機産業の長期的な発展にとって、人材確保が重要な課題となっている」ことや、「民間企業のみでは取り組むことが難しいハイリスクな先進的技術や短期間では成果の出にくい基盤技術」に取り組むことの必要性等について示されており、また、令和6年4月に経済産業省において新たな「航空機産業戦略」が策定されるなど、航空機産業を下支えする航空科学技術がこれまで以上に重要になっています。この状況を踏まえ、本事業では、「**航空人材育成プログラム**」及び「**革新的航空科学技術創出プログラム**」を実施いたします。

¹⁾ 宇宙基本計画(平成21年6月2日閣議決定)【URL】https://www8.cao.go.jp/space/pdf/keikaku/keikaku_honbun.pdf

²⁾ 宇宙基本計画(令和5年6月13日閣議決定)【URL】https://www8.cao.go.jp/space/plan/plan2/kaitei_fy05/honbun_fy05.pdf

³⁾ 我が国の宇宙産業の拡大、小型コンステレーション時代を見据えた大学等を中心とした人材育成のあり方について(令和5年3月29日内閣府宇宙政策委員会宇宙科学・探査小委員会)【URL】https://www8.cao.go.jp/space/committee/01-kihon/kihon-dai24/siryou1_1.pdf

I. 公募課題について

本事業は、これらのプログラムを通じて、宇宙航空分野における新たな可能性の開拓や裾野拡大を目的としています。文部科学省は上記の趣旨に鑑み、本事業のプログラムディレクター及びプログラムオフィサーとともに課題の実施者に寄り添いながら、本事業を推進してまいります。

2. 事業内容

本事業は平成22年度から競争的資金制度（現在は競争的研究費）として運用を行っています。内閣府ウェブサイト(<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>)に掲載している競争的研究費制度一覧の国家課題対応型研究開発推進事業に該当します。以下、(1)に示すプログラムに沿った課題を、産学官の競争的環境のもとで公募・選定します。

なお、本公募は、令和7年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

(1) 公募対象プログラム

令和7年度は、以下①～③のプログラム区分に応じて公募します。

①宇宙人材育成プログラム

①には、宇宙専門人材育成、宇宙アーキテクト人材育成、宇宙ビジネス人材育成の3つを設けています。

②航空人材育成プログラム

③革新的航空科学技術創出プログラム

①宇宙人材育成プログラム

宇宙専門人材育成

ア) 目的

宇宙分野に係る高度な知識・技術や他分野の専門知識を併せ持った研究者・技術者等や、様々な分野の高度な知見を有し、その知見を宇宙分野に応用することで、将来の宇宙分野の裾野拡大や我が国のプレゼンス強化に寄与する人材を年間十数人～数十人程度の規模で育成できる基盤の構築・強化を推進する。

イ) 対象者

将来の宇宙分野を担う次世代人材(大学生、高等専門学校生等)の実践的な育成に取り組む、大学・民間企業等の研究者・実務者等。

ウ) 実施要件等

- ・ 研究者・研究室単位のみならず、学部・学科等の組織単位での取組であること。
- ・ 育成する人材像を明確にし、その人材像に必要なスキル等が示され、そのスキル等を得るための教育プログラムであること。
- ・ 教育プログラムの効果、育成する学生等の成熟度・成長度合い等を測定・評価する手法(※)を示すこと。

I. 公募課題について

※ 手法の一つとして、人材像に基づく「コンセプトマップ」⁴や「ルーブリック」⁵を推奨する。「コンセプトマップ」⁴では単に知識の連携が増えたことをもって評価するのではなく目指す人材が必要とする知識、スキルがマップにおいて他の知識とのつながりが見えて教育効果が出ているなどと評価することが望ましい。また、「ルーブリック」⁵では目指す人材像が対応付けされた評価の視点とその評価基準を作成することが望ましい。

- ・ 事業終了後に目指す姿を明確にし、事業終了後も引き続き取組を行うために必要な連携体制や資金計画を、事後評価時に示せるよう検討すること。

以下は要件ではありませんが、取り組むことを推奨します。

- ・ 国際性や多様性を有したプログラムの構築に向け、海外機関との連携や交流を行うこと。

エ) 対象となる取組例

- ・ 宇宙分野に係る工学的知識や技能獲得を目指すほか、海外交流や小規模プロジェクトによるPBL (Project Based Learning)を経験することで習得した知識や技能を活用し、新たな宇宙利用を構想・マネジメントする能力を養成するプログラムの構築・実施
- ・ 将来の宇宙分野の裾野拡大のため、多様な機関(産業界・教育機関等)が連携し、様々な分野の学生が参加できる体験型ワークショップの開催(宇宙分野の課題解決や海外の宇宙法、我々が直面する安全・安心やSDGs等の社会課題の解決に宇宙技術の活用を考える体験ができるワークショップの開催なども含む) 等

宇宙アーキテクト人材育成

ア) 目的

主に科学技術に関心のある大学院生、大学生等の学生を対象に、複雑かつ高度に統合されたシステムの実現が求められる「総合工学」としての宇宙分野において必要とされている、多岐に渡る知識・経験のもと決断・判断を下し、到達ビジョンを持ってプロジェクトを牽引できる「アーキテクト」⁶としての素質を有する人材を、年間数十人程度の規模で育成できる基盤の構築・強化を推進する。

座学等を通じた本質理解に加えて、宇宙機等の設計・開発から打上げ・運用といった実践的なプロジェクト全体を1～2年程度で経験できるような機会を、学内の他学部・他学科、産学官連携部門の参画や、他の研究機関、民間企業、海外機関等との連携によって創出・提供することにより、将来的にJAXAや大学等の研究機関、産業界等において、プロジェクトマネージャやサブシステム担当のリーダーといった役割を担い先端的かつ複雑なプロジェクトを牽引し得る人材の育成を促進する。

⁴ 「コンセプトマップ」を用いた評価手法については、文部科学省宇宙航空科学技術推進委託費 事後評価 結果「有人宇宙活動のための総合科学教育プログラムの開発と実施」(国立大学法人京都大学)(8ページ)を参考にすること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/content/20200309-mxt_uchukai01_100000553_1.pdf

⁵ 「ルーブリック」を用いた評価手法については、文部科学省宇宙航空科学技術推進委託費 事後評価 結果「最先端宇宙科学技術の本物体験で学ぶ「宇宙教育プログラム」」(学校法人東京理科大学)(2ページ)を参考にすること。

【URL】 https://www.mext.go.jp/content/20220218-mxt_uchukai01-1406357_00004_5.pdf

⁶ アーキテクトに求められる役割・能力については、「我が国の宇宙産業の拡大、小型コンステレーション時代を見据えた大学等を中心とした人材育成のあり方について」(令和4年3月29日内閣府宇宙政策委員会宇宙科学・探査小委員会)を参照すること。

【URL】 https://www8.cao.go.jp/space/committee/01-kihon/kihon-dai24/siryou1_1.pdf

I. 公募課題について

イ) 対象者

将来の宇宙分野を担う次世代人材(大学院生、大学生等)の実践的な育成に取り組む、大学・民間企業等の研究者・実務者等。

ウ) 実施要件等

- ・ 研究者・研究室単位のみならず、学部・学科等の組織単位での取組であること。
- ・ 育成する人材像を明確にし、その人材像に必要なスキル等が示され、そのスキル等を得るための教育プログラムであること。
- ・ 教育プログラムの効果、育成する学生等の成熟度・成長度合い等を測定・評価する手法(※)を示すこと。
※ 手法の一つとして、人材像に基づく「コンセプトマップ」⁴や「ルーブリック」⁵を推奨する。「コンセプトマップ」⁴では単に知識の連携が増えたことをもって評価するのではなく目指す人材が必要とする知識、スキルがマップにおいて他の知識とのつながりが見えて教育効果が出ているなどと評価することが望ましい。また、「ルーブリック」⁵では目指す人材像が対応付けされた評価の視点とその評価基準を作成することが望ましい。
- ・ 事業終了後に目指す姿を明確にし、事業終了後も引き続き取組を行うために必要な連携体制や資金計画を、事後評価時に示せるよう検討すること。
- ・ 実践的なプロジェクトについて、衛星やロケット、大気球等の開発や打上げ等の実施が考えられることから、これらのプロジェクトに実績のある機関が共同参画機関又は協力機関となって取り組むこと。
- ・ 人材育成については長期的な取組であるが、実践するプロジェクトについては、システム全体を見渡す能力を身に付ける観点から、長期間・大規模なものとならないよう留意すること。

以下は要件ではありませんが、取り組むことを推奨します。

- ・ 国際性や多様性を有したプログラムの構築に向け、海外機関との連携や交流を行うこと。

エ) 対象となる取組例

- ・ 環境条件やインターフェースも含めてシステム全体を理解・俯瞰し、さらに個々の要素(サブシステム、コンポーネント)を設計・開発しマネジメントできる人材(システム人材、アーキテクト)を、実際の衛星やロケット、気球等の開発や打ち上げ等の打ち上げプロジェクト参加経験と、座学・講義等による多岐に渡る分野の知識習得の相互を通じて育成するプログラムの構築・実施
- ・ 模擬衛星や模擬ロケット、衛星データ(例:リモートセンシング情報や位置情報)の利活用ツール等の製作や宇宙環境・技術を材料・生命工学分野等の異分野に活用するための実践的な教育プログラムの開発
- ・ 産業界等の様々な機関との連携によるプロジェクト体験を通じた専門的かつ実践的な教育プログラムの構築・実施 等

宇宙ビジネス人材育成

ア) 目的

I. 公募課題について

世界的にも宇宙開発利用の領域が拡大する中、将来の日本の宇宙機器産業及び宇宙ソリューション産業の市場規模拡大を目指し、宇宙ビジネスの事業開発や国際展開を牽引する人材を年間十数人～数十人程度の規模で育成できる基盤の構築・強化を推進する。

イ) 対象者

大学院生、大学生、高等専門学校生等を対象に、宇宙ビジネスの事業開発や、国際展開を牽引する人材の育成に取り組む、大学・民間企業等の研究者・実務者等。

ウ) 実施要件等

- ・ 研究者・研究室単位のみならず、学部・学科等の組織単位での取組であること。
- ・ 育成する人材像を明確にし、その人材像に必要なスキル等が示され、そのスキル等を得るための教育プログラムであること。
- ・ 教育プログラムの効果、育成する学生等の成熟度・成長度合い等を測定・評価する手法(※)を示すこと。

※ 手法の一つとして、人材像に基づく「コンセプトマップ」⁴や「ルーブリック」⁵を推奨する。「コンセプトマップ」⁴では単に知識の連携が増えたことをもって評価するのではなく目指す人材が必要とする知識、スキルがマップにおいて他の知識とのつながりが見えて教育効果が出ているなどと評価することが望ましい。また、「ルーブリック」⁵では目指す人材像が対応付けされた評価の視点とその評価基準を作成することが望ましい。

- ・ 事業終了後に目指す姿を明確にし、事業終了後も引き続き取組を行うために必要な連携体制や資金計画を、事後評価時に示せるよう検討すること。

以下は要件ではありませんが、取り組むことを推奨します。

- ・ 国際性や多様性を有したプログラムの構築に向け、海外機関との連携や交流を行うこと。
- ・ 宇宙ビジネスに係る基礎知識(例:歴史、法律、経済、国内外の情勢、技術開発、キャリア形成等)を含むカリキュラムの策定(ケーススタディーの実践、ワークショップ開催等を含む)及び提供を行うこと。
- ・ 機関内において、学部・学科に閉じずコース修了の認定制度を設け、本プログラムを修了した学生にはコース修了の認定を行うこと。
- ・ 宇宙企業と連携した実践的講座・プログラムを実施すること。
- ・ 機関外の学生や社会人の受講も可能とすること。

エ) 対象となる取組例

- ・ 日本の宇宙機器産業及び宇宙ソリューション産業の市場規模拡大に繋がる多様な宇宙関連ビジネスを構想し、社会実装を推進出来るような人材を育成する幅広い領域に係る講座や実習を開発・実施
- ・ 宇宙企業との共同研究や宇宙関連企業でのインターンシップの機会の提供を通じた、学生の宇宙企業でのキャリアパスを支援する体制構築 等

I. 公募課題について

②航空人材育成プログラム

ア) 目的

一層の成長が見込まれる世界の航空機産業において我が国の国際競争力を強化する観点から、航空機産業を下支えする航空科学技術を担う人材基盤の維持・発展を目指し、実践的な教育等の取組を通じて、基礎力だけでなく応用力を身につけ、成果を社会に還元するまでの視野と実行力を有する次世代の人材を、年間十数人～数十人程度の規模で育成できる基盤を構築・強化する。

イ) 対象者

将来の航空科学分野を担う次世代人材(大学院生、大学生、高等専門学校生等)の実践的な育成に取り組む、大学・民間企業等の研究者・実務者等。

ウ) 実施要件等

- ・ 研究者・研究室単位のみならず、学部・学科等の組織単位での取組であること。
- ・ 育成する人材像を明確にし、その人材像に必要なスキル等が示され、そのスキル等を得るための教育プログラムであること。
- ・ 教育プログラムの効果、育成する学生等の成熟度・成長度合い等を測定・評価する手法(※1)を示すこと。

※1 手法の一つとして、人材像に基づく「コンセプトマップ」⁴や「ルーブリック」⁵を推奨する。「コンセプトマップ」⁴では単に知識の連携が増えたことをもって評価するのではなく目指す人材が必要とする知識、スキルがマップにおいて他の知識とのつながりが見えて教育効果が出ているなどと評価することが望ましい。また、「ルーブリック」⁵では目指す人材像が対応付けされた評価の視点とその評価基準を作成することが望ましい。

- ・ 事業終了後に目指す姿を明確にし、事業終了後も引き続き取組を行うために必要な連携体制や資金計画を、事後評価時に示せるよう検討すること。

エ) 対象となる取組例

- ・ 既存の分野の枠にとらわれない総合的な観点も踏まえつつ、実践的な取組(※2)を中核とした教育プログラムの構築・実施

※2 実践的取組の具体例: 無人航空機の開発プロジェクト、実機飛行・フライトシミュレータ・風洞実験・数値解析等を通じたデータ取得及び評価

③革新的航空科学技術創出プログラム

ア) 目的

多種多様な次世代の航空機等における安全性、信頼性、環境適合性及び経済性の向上や新たな可能性開拓を目指し、実用化を見据えた技術の開発・高度化や異分野連携も活用した革新技術の創出等に取り組む。

イ) 対象者

航空分野において、または航空分野と異分野の技術シーズ・ニーズの融合・連携による革新的な技

I. 公募課題について

術を開発する、大学・民間企業等の研究者・実務者等。

ウ)実施要件等

- ・ 研究者・研究室単位のみならず、産学官連携部門等も参画した取組であること。
- ・ 事業終了後に目指す姿を明確にすること。

以下は要件ではありませんが、取り組むことを推奨します。

- ・ 事業終了後も引き続き取組を行うために必要な連携体制や資金計画を、事後評価時に示せるよう検討すること。

エ)対象となる取組例

- ・ 航空機や宇宙輸送機の軽量化を実現する材料技術、航空機の電動化に必要な技術、エンジンの低燃費化を実現する技術に関する研究開発等

(2) 事業規模、実施期間及び採択数

①事業規模・経費

原則として、1件あたり、年度ごとに以下の金額の範囲内とします。ただし、各年度における予算の状況等によっては、減額することがございますので、あらかじめご了承ください。

宇宙人材育成プログラム/宇宙専門人材育成	1,300万円
宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成	2,700万円
宇宙人材育成プログラム/宇宙ビジネス人材育成	1,800万円
航空人材育成プログラム	1,300万円
革新的航空科学技術創出プログラム	1,300万円

課題の提案に当たっては、以上の金額の範囲内において、目的が達成できるよう業務の目標や業務方法・計画を設定してください。

上記の事業規模は、研究に係る直接経費と間接経費(直接経費の30%)で構成されます。経費の取扱いについては[別紙1「府省共通経費取扱区分表について」](#)を参照してください。間接経費の取扱いについては、[別紙2「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」](#)(平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(令和5年5月31日改正)を参考にしてください。

なお、本事業に係る予算の区分は「地球観測技術等調査研究委託費」になります。本事業は委託事業であり、「科学研究費助成事業」等を始めとした補助事業／補助金ではありません。委託費は、国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費になります。採択された課題については、文部科学省と契約予定者(受託者)との間で、応募書類を基に契約条件を調整し、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとなります。経費の執行については、委託契約書に定められた業務計画を遂行するために必要なものしか認められず、計画変更に当たってはその都度所定の手続が必要になりますので、ご注意ください。

I. 公募課題について

②実施期間

原則として、令和9年度末までの3カ年を上限とします。なお、宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成については、令和11年度末までの5カ年を上限とします。

実施期間が複数年度にわたる場合、令和8年度以降については各年度予算に基づき課題内容の見直し等を求めることがあります。

③採択件数

原則として、各プログラムについて次の採択件数を予定しています。

宇宙人材育成プログラム/宇宙専門人材育成	2件(予定)
宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成	1件(予定)
宇宙人材育成プログラム/宇宙ビジネス人材育成	1件(予定)
航空人材育成プログラム	1件(予定)
革新的航空科学技術創出プログラム	1件(予定)

なお、上記の採択件数はあくまでも目安であり、これにとらわれず、審査評価会における審査において、総合的な観点から採択課題を決めることとします。

(3) 実施方法

採択された課題については、研究代表者([II. 1. \(3\)](#)参照)の所属する主管実施機関(以下「受託者」という。)と文部科学省との間において、毎年度委託契約を締結します。受託者が課題を実施するにあたって、共同で課題を実施する共同参画機関(以下「再委託先」という。)に、課題の一部を再委託することができます。

契約の詳細については、「[IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について](#)」をご参照ください。

II. 応募について

II. 応募について

1. 応募対象者及び応募対象者が所属する機関に必要な要件等

(1) 応募対象者に必要な資格

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であることとします。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するとします。また、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこととします。

(2) 応募対象者の要件

課題を自ら実施する能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる以下に示す対象機関>に該当する機関に所属する者、またはこれらの機関に所属する者で構成するグループ(以下、あわせて「研究グループ」という。)とします。異なる機関に所属する複数の者で構成する研究グループが応募する場合は、1つの機関が主管実施機関となり、その他の機関は共同参画機関となります。応募書類は主管実施機関より提出してください。同一の機関から複数件の課題を提案することも可能です。なお、主管実施機関は、日本国内の機関に限ります。

<対象機関>

①大学等

国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校等、地方公共団体、国公立試験研究機関、独立行政法人(ただし、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)を除く。⁷⁾、特殊法人、認可法人、公益法人、特定非営利活動法人等

なお、宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成については、JAXAも共同参画機関となることができます。⁸⁾

②民間企業(法人格を有する者)

③その他法人格を有する者

ただし、応募から課題終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、課題の実施者となることを避けてください。

なお、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、課題の実施者が所属する機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

⁷⁾ 宇宙や航空の開発・利用における新たな可能性の開拓や裾野を拡大するという本事業の趣旨から、宇宙開発等の中核機関と位置づけられ、かつ航空科学技術分野における研究開発の中心的な実施機関である JAXA については、対象機関から除いています。

⁸⁾ 宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成については、実戦的なプロジェクトの実施に当たって、衛星やロケット、大気球等の開発や打上げ・飛行実験等の取組が考えられ、これらの取組に実績があり、また、育成されたアーキテクト人材の活躍の場として期待される JAXA についても、共同参画機関となることを可能とします。

II. 応募について

＜主管実施機関、共同参画機関及び協力機関の位置づけ＞

主管実施機関及び共同参画機関の詳細については以下のとおりです。

主管実施機関	・ 課題の一部又は全部を実施するとともに、運営管理、財産管理等の事務的管理を行う日本国内の機関。 ・ 文部科学省と直接委託契約を締結する。 ・ 文部科学省からの直接の受託者として、一切の契約責任を有する。 ・ 共同参画機関がいる場合、共同参画機関との間において再委託契約を締結し、共同参画機関における課題の進捗状況及び課題に要する経費について管理等、課題に参画する機関との調整・管理業務も行う。 ・ e-Radへの事前登録が必要。 ・ 課題に参画する者はe-Rad研究者番号の取得が必要。 ・
共同参画機関	・ 課題の一部を主体的に実施する機関。 ・ 主管実施機関との間で再委託契約を締結して課題に参画する。 ・ e-Radへの事前登録が必要。 ・ 課題に参画する研究者はe-Rad研究者番号の取得が必要。
協力機関	・ 課題の一部を実施する主体ではないが、技術的助言や施設の提供等を行うことで本事業に貢献する機関。 ・ 主管実施機関との間で再委託契約の締結は不要。 ・ 主管実施機関または共同参画機関から役務を請け負うことも可能。 ・ e-Radへの登録は不要。

（３）研究代表者の指定

課題の実施者のうち、主管実施機関に所属する者の中から、課題についての代表者（以下「研究代表者」という。）を指定してください。研究代表者の役職等は問いません。ただし、研究代表者は、事業期間終了後の事後評価時まで、当該課題の代表としての責任を果たす必要があります。応募から課題終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

また、研究代表者は、本事業において複数の課題の研究代表者を兼ねることはできません。なお、研究代表者でない実施者（共同参画者）または研究協力者として他の課題に参加することは可能です。

（４）事務担当者の指定

文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に研究代表者と連絡を取ることができる、研究代表者と同じ機関に所属する担当者（以下「事務担当者」という。）を指定してください。なお、研究代表者が事務担当者を兼ねることはできません。

2. 応募の方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）からの応募情報登録（応募書類の

II. 応募について

アップロード等)が必要となります。e-Radの登録及び応募等のための情報入力には2週間程度の時間を要しますので、十分注意してご準備ください。e-Radを用いた申請方法については、「[VI. 府省共通研究開発管理システム\(e-Rad\)を用いた応募書類の作成、提出等について](#)」をご参照ください。

また、e-Radの詳しい利用方法は、e-Radポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)を熟読ください。

締切前は、混雑によりシステムエラーが生じる場合があります。システムの都合であっても受付期限を過ぎた応募は受け付けられませんので、余裕をもって応募いただくようご注意ください。

3. 応募に必要な書類

本公募に関する応募書類は以下のとおりです。文部科学省のウェブページからダウンロードをお願いいたします。また、主管実施機関または共同参画機関において、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合は、その通知の写しをご提出ください。

○令和7年度宇宙航空科学技術推進委託費の公募について

【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1401208_00012.html

○応募書類

【様式1】 課題概要 (パワーポイント形式)

【様式2】 提案書 (ワード形式)

【様式3】 誓約書^{※1} (ワード形式)

【様式3 添付書類】 全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料^{※1} (任意の形式)

【様式4】 機関データ^{※2} (ワード形式)

【その他】 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し^{※3} (任意の形式)

【応募情報ファイル】 (上記ファイルを全てまとめて1つのPDFファイルとしたもの)

※1 誓約書及び添付書類については、主管実施機関及び共同参画機関において作成して PDF 化し、主管実施機関が取りまとめてご提出ください。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とします。なお、以下に該当する機関は【様式3】の提出の必要はありません。

・機関の代表者の選任・任命を国・地方公共団体が行う機関(国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人等)

・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関(地方公共団体)

※2 機関データについては、課題の応募時には提出不要です。課題の応募後から採択までの間に、必要に応じて文部科学省より提出を求めることがあります。

※3 当該認定等を取得している全ての機関分の通知の写しを、主管実施機関が取りまとめてご提出ください。当該認定等を取得している機関については、審査において、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の項目において評価の対象となります。詳細は[別添1 別紙「評価項目及び審査基準」](#)をご参照ください。

II. 応募について

上記の【様式1】～【様式3 添付書類】及び【その他】、並びにこれらを全てまとめて1つのPDFファイルとした【応募情報ファイル】を、e-Rad上においてご提出ください。

なお、審査には、応募情報ファイルを用います。

(留意事項)

- 用紙サイズについて、【様式1】はA4横判・横書き、【様式2】はA4縦判・横書きとし、正確を期すため、パソコン等判読しやすいもので作成し、日本語で記述してください。
- 【様式4】機関データについては、課題の応募時には提出不要です。課題の応募後から採択までの間に、必要に応じて文部科学省より提出を求めることがあります。
- また、上記書類に加えて、主管実施機関及び共同参画機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（令和3年2月1日改正）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づく取組状況に係るチェックリストを e-Rad 上でご提出いただく必要があります。こちらは、下記の4. 書類提出期限までの提出を求めるものではありませんが、採択された場合、契約時までにはご提出いただく必要がありますのでご注意ください。（詳細は「[V. 1. \(2\)](#)及び[V. 1. \(5\)](#)」参照）
- 応募書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）特に、応募書類に関する事務連絡先（照会先）は明記するようにお願いいたします。
- 提出期限後の応募書類の提出、応募書類を受領した後の修正（差し替え含む）はできません。応募書類については返却しませんので、各申請者が応募書類の写しを保管するようにしてください。
- 応募には、e-Radへの応募書類の提出を必須としており、FAX、電子メール、郵送等による応募書類の提出は不可です。

4. 書類提出期限

令和7年4月14日(月) 17時 <厳守>

5. スケジュール

公募開始から委託業務開始までのスケジュールは概ね次のようになる予定です。

令和7年2月17日(月)	公募開始(e-Rad を通じて実施)
3月7日(金)15時00分～	公募説明会
4月14日(月)17時00分	公募締切(厳守)
4月～5月	第1次審査(書面審査)
6月上旬	第1次審査結果通知、第2次審査対象課題の決定
6月下旬(※)	第2次審査(Web 会議形式による面接審査)
7月中旬	採択課題の内定
7月下旬～8月下旬	採択課題の公表、採択もしくは不採択の通知
10月上旬	委託契約締結、委託業務開始
※ 応募件数等を踏まえ日程を確定	

II. 応募について

公募説明会は事前登録制です。3月6日(木)17時00分までに下記登録フォームよりご登録ください。

○宇宙航空科学技術推進委託費 令和7年度公募 公募説明会登録フォーム

【URL】<https://forms.office.com/r/fz2nNXKYdi>

面接審査については、書面審査によって選定された課題のみ実施します(選定されなかった課題については、採択されることはありません)。面接審査の実施日については、第1次審査を実施する全ての課題に対して、6月上旬を目途にお知らせします。面接審査を実施することとなった課題については、面接審査当日から遅くとも1週間前までに、詳細な日程をお知らせします。なお、日程については文部科学省が指定することとし、実施日時の希望は受け付けません。

なお、公募締切以降のスケジュールはあくまで予定であり、数週間程度前後する可能性がありますのでご留意ください。

6. 応募にあたっての留意点

(1) 所属機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、所属する機関の承認を得た上で提出してください。

e-Radでの応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。この場合、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

詳細については、「[VI. 2. \(2\)e-Radでの応募申請](#)」をご参照ください。

(2) 計画、経費の調整の可能性

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、課題の実施に割り当てられる経費は、予算状況により変わる場合があります。なお、経費は年度毎に精算払いが原則ですが、概算払いを希望する場合は「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」で定める書類を提出し、概算払いの必要性や支払計画の妥当性等が認められることで概算払いを受けることができます。

Ⅲ. 審査等について

Ⅲ. 審査等について

1. 事業の枠組

本事業では、競争的研究費の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくため、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を配置します。PD及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）による宇宙航空科学技術推進委託費審査評価会（以下「審査評価会」という。）の下で、課題選定審査を実施します。また、課題採択後、PD及びPOが中心となって、課題の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行うほか、事後評価を行うなど、適切な管理を実施します。

2. 課題の審査等について

審査評価会での審査により、採択課題を選定します。

（1）審査方法

審査評価会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。

具体的には、応募された課題ごとに、様式不備の有無、対象とする分野及び制度の要件との適合性を確認した上で、審査評価会において、審査基準に基づき、書面審査及び研究代表者等に対する面接審査を実施します。

面接審査は、書面審査によって選定された課題のみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（2）選定結果の通知

書面審査によって選定された課題に対する面接審査の実施について、事務担当者に対して通知します。また、書面審査及び面接審査結果に基づく採択の可否について、機関の代表者に対して通知します。

なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。

また、採択にあたっては、審査評価会が課題の内容、実施期間、必要な経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

（3）審査基準

提案された課題は、審査基準に基づき、総合的に審査を行います。具体的審査基準については、[別添1 別紙「評価項目及び審査基準」](#)を参照してください。なお、文部科学省において、提案された内容が本事業及び公募対象プログラムの目的に著しく合致しないと認められた場合、審査対象から除外することがあります。

また、以下の[\(4\)不合理な重複・過度の集中に対する措置](#)、[\(5\)他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況](#)に記載されている事項に該当する場合は、審査基準によらず、研究課題の不採択等になる場合があります。

（4）不合理な重複・過度の集中に対する措置

①不合理な重複に対する措置

Ⅲ. 審査等について

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの※1。)が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」という。)を行います。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

(※1) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間※2に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(％))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

(※2) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

③ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

Ⅲ. 審査等について

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、研究代表者・共同参画者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)(以下「研究費に関する情報」という。)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報(以下「所属機関・役職に関する情報」という。)を応募書類や府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)に記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ(原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ)の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。

ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援^{※3}を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(※3)無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

④ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

Ⅲ. 審査等について

3. 公表等について

審査結果については、機関の代表者に通知するとともに、採択された課題については、主管実施機関名、研究代表者名、提案課題名、課題の概要、予定総事業費等を本事業のウェブページ等において公表します。

4. 中間報告について

採択された課題の研究グループは、原則として実施期間の2年目（実施期間が4年以上の課題については、この他に別途、文部科学省が指定した年度）に、これまでの事業計画に対する進捗状況及び今後の計画の進め方に関する中間報告を行っていただきます（実施期間が3カ年未満の課題を除く）。研究代表者においては、課題の現状の成果を十分に分析し、その結果を最終年度の計画に生かすための検討結果をまとめた資料をご提出いただくとともに、審査評価会からのヒアリングに対応いただきます。

5. 事後評価について

課題終了の翌年度を目途に、審査評価会において、事後評価を実施します。

その際、研究代表者においては、課題の成果概要、事後自己点検票及び成果報告書を作成いただくとともに、審査評価会における審査に対応いただきます。具体的な事後評価実施要領については、[別添2「事後評価実施要領」](#)を参照してください。

事後評価結果については、機関の代表者に通知するとともに、本事業のウェブサイト等において公表します。

なお、事後評価結果については、本事業における公募対象プログラムの設定に反映するとともに、各プログラムにおける課題選定にも活用することとします。

6. 追跡調査について

終了課題の事業継続性を高めることを主な目的に、複数回、追跡調査を実施します。課題終了の翌々年度から課題終了後10年を上限に、成果が実用化されるまでの間のご協力をお願いします。調査の内容は、終了課題が委託業務終了後も取組を継続し、研究成果が社会実装したか、開発したプログラムが継続性をもって運用されているか、これらの段階に到達できた要因等を確認するものとし、調査の結果は本事業を運営するに当たっての改善や実施中の課題に対する助言に活用します。また、調査回答者には、グッドプラクティスの共有などのフィードバックを行います。

IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について

IV. 契約、進捗管理及び事業の実施、経費等について

1. 委託契約の締結について

上記Ⅲ. に基づく審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者（受託者）と応募書類を基に契約条件を調整するものとします。なお、契約金額については業務計画書の内容等（複数年度の実施を計画している場合、次年度以降の契約時には過年度の成果報告の内容も含む。）を勘案して決定するため、契約予定者（受託者）の提示する金額と必ずしも一致しません。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。契約条件を調整するために、必要に応じて業務計画書の変更を行う場合があります。

なお、契約の締結は年度毎に行うものとします。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

（契約締結に当たり必要となる書類）

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

- ・業務計画書
- ・経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照していただくことになります。

（１）知的財産権の取扱い

下記の知的財産権については、研究成果の取り扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」（平成12年法律第44号）の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなります。再委託先である各共同参画機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ主管実施機関と共同参画機関の間で取り決めて、「【様式2】提案書 Ⅷ. 1. ②知的財産の帰属に係る参画者間の取り決めについて」中に記載してください。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・著作権（著作権法）
- ・回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）
- ・コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにし

IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について

て求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

(2) 取得資産等の取扱い

①所有権

委託業務の実施過程において取得した資産(設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします。

②委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

③委託業務の成果について

経費が国の予算から支出されている観点から、委託業務の成果は原則公開することとします。特に、人材育成に係る課題にあつては、原則非営利目的によることとします。

(3) 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください(複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。

報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

(4) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙1「府省共通経費取扱区分表について」を参照してください。

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2024」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、別紙3「研究代表者(PI)の人件費の支出について」及び別紙4「研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)の支出について」においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、確認してください。

IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について

(5) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

(6) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

2. 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者に対して、事業完了後、速やかに成果物として業務完了届を提出することを義務づけ、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 委託業務実績報告書の提出期限を5月31日とする。(提出期限を5月31日とするのは委託費の全部を概算払いした場合のみ。左記以外の場合は4月10日とする。)
- (3) 委託業務成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

3. 委託業務の実施について

受託者は、委託業務の実施にあたっては、契約書及び応募書類等を遵守してください。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など応募書類に記載した事項(審査基準(4)関連)について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出てください。

また、委託期間中に、委託業務の進捗状況の確認を行う場合があり、そのため、関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の状況の確認を行うことがあります。その結果、必要に応じて助言等を行うことがあります。課題の進捗状況に応じて、所期の提案内容が基本的に変更にならない範囲で、文部科学省から内容についての指示があった場合は、適切に対応してください。

さらに、委託期間終了後に、額の確定調査等、適宜経理面の確認を行います。その際、事業内容の説明のために概要等の資料を作成していただくことがあります。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

V. 事業の実施にあたっての留意点について

1. 研究費の適正な執行について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について
本事業の応募、研究実施等に当たり、主管実施機関及び共同参画機関(以下「各研究機関」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)^{※1}の内容について遵守する必要があります。

各研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、各研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります

(※1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)に回答・提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)(主管実施機関のみならず、再委託を受ける共同参画機関もチェックリストの回答・提出が必要です。)

このため、令和7年4月1日以降、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和7年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、「委託研究契約締結前」までに文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へe-Radを利用して提出(アップロード)してください。なお、令和6年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約が認められますが、この場合は、令和7年度版チェックリストを令和7年12月1日までに提出してください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分(代表機関から間接的に配分を受ける場合等を含む)を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関(研究費の配分を受けない協力機関等)については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

(体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※ 上記のウェブサイトは、令和6年度版チェックリストの内容ですので、令和7年度版チェックリストに関することにつきましては、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトにて御確認ください。

e-Radの利用については、「[VI. e-Radを利用した応募書類の作成・提出等について](#)」をご参照ください。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。))については、以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

①契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

②申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2)「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年

V. 事業の実施にあたっての留意点について

3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年
--	------------------------------------

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 委託費を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

③不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要(研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など)について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※ 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(4) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度^{※1}において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※1) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

各研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分さ

V. 事業の実施にあたっての留意点について

れる全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(7)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、本委託費を使用し、研究開発を行う各研究機関^{※1,2,3}は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)(主管実施機関のみならず、再委託を受ける共同参画機関もチェックリストの提出が必要です。)

このため、令和7年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

※ 上記のウェブサイトは、令和6年度版研究不正行為チェックリストの内容ですので、令和7年度版研究不正行為チェックリストに関することにつきましては、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブサイトにて御確認ください。

(※1)研究開発を行う「革新的航空科学技術創出プログラム」のみが対象となりますが、「宇宙人材育成プログラム/宇宙専門人材育成」、「宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成」、「宇宙人材育成プログラム/宇宙ビジネス人材育成」、「航空人材育成プログラム」においても、研究活動を行う場合は、該当となります。

(※2)提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。)

【URL】<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※3)文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日(9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

e-Radの利用については、「[VI. e-Radを利用した応募書類の作成・提出等について](#)」をご参照ください。

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加^{※1}資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年

V. 事業の実施にあたっての留意点について

筆者又はこれらの者と同等の責任を負う と認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や 社会的影響が小さく、又は行為の悪 質性が低いと判断されるもの	1～2年
--------------------------------	--	------

③他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」に

ついては、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。(別紙5)

2. 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)(別紙6)においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に

V. 事業の実施にあたっての留意点について

関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

○「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

【URL】https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

3. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

4. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型

V. 事業の実施にあたっての留意点について

※²に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※³。このため、契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

【URL】<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 経済産業省:安全保障貿易管理ハンドブック

【URL】<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar/shiryō/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

【URL】<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

【URL】https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

V. 事業の実施にあたっての留意点について

- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

【URL】https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本委託事業においては、令和7年度以降に公募を開始するものについて、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

5. 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」（令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」とこととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省: 国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳(外務省告示第463号(平成28年12月9日発行))

【URL】<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

6. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)や「統合イノベーション戦略 2024」(令和 6 年 6 月 4 日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

[競争的研究費改革に関する検討会(H27.6.24)]

【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定(R3.3.26)]

【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「統合イノベーション戦略 2024」[閣議決定(R6.6.4)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(R5.5.24 改正)]

【URL】https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」

V. 事業の実施にあたっての留意点について

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ(R2.9.10 改正)]

【URL】https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4.3 策定)

【URL】https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考:概要版 YouTube】【URL】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

○「大学連携研究設備ネットワーク」

【URL】<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」

【URL】<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

○「コアファシリティ構築支援プログラム」

【URL】<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

7. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期

V. 事業の実施にあたっての留意点について

課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※)競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7 時間 45 分～8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

8. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

9. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは[別紙7](#)を参照してください。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

10. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

11. URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本事業では、実施期間終了後の自立的な運営に向けた取組を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組の導入が望まれます。

12. 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

ついては、本事業に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

1 3. 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には、「MEXT Coordination Funds for Promoting Aerospace Utilization; Japan Grant Number JPJ000959」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の体系的番号は、JPJ000959 です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合

【英文】This work was supported by MEXT Coordination Funds for Promoting Aerospace Utilization, Japan Grant Number JPJ000959.

【和文】本研究は文部科学省宇宙航空科学技術推進委託費 JPJ000959 の助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数(二つ以上)の場合(体系的番号「JPJ〇〇〇」)

【英文】This work was supported by MEXT Coordination Funds for Promoting Aerospace Utilization, Japan Grant Number JPJ000959 and 【MEXT XXX Program】, Japan Grant number JPJ〇〇〇.

【和文】本研究は文部科学省宇宙航空科学技術推進委託費 JPJ000959、文部科学省〇〇事業 JPJ〇〇〇の助成を受けたものです。

1 4. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS)について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度(A-PRAS)」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和6年1月時点で12件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

1 5. 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2024」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

VI. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)(<https://www.e-rad.go.jp/>)を参照してください。応募の流れについては、[別紙9](#)を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までに研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>)から手続きを行ってください。

※ 登録までに日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※ 一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※ 既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

<注意事項>

研究機関に所属しない研究者においては、上記①②によらず、e-Rad 上は「研究者(個人登録)」として登録してください。

(2) e-Radでの応募申請

VI. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

・研究機関による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。

応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中」、「申請中」となると、応募手続きは完了です。

・研究者による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課(※)まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

e-Rad への入力に当たっては、「[\(参考\)e-Rad への入力について](#)」をご参照ください。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報のWeb入力と応募書類(【様式1】～【様式3 添付書類】及び【その他】、並びにこれらを全てまとめて1つのPDFファイルとした【応募情報ファイル】)の添付が必要です。アップロードできる応募書類の最大容量は1ファイルあたり30MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局宇宙開発利用課(※)に問い合わせてください。

※連絡先については、[Ⅶ. その他](#) を参照してください。

- ② 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

3. その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課にて受け付けます。e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。本事業のウェブサイト及びe-Radポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

VI. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	宇宙航空科学技術推進委託費 令和 7 年度公募お問合せフォーム(文部科学省研究開発局宇宙開発利用課)	【URL】 https://forms.office.com/r/tMqd72Hn0H ※ 公募締め切り 4月14日(月)17時まで ※ お問い合わせ順に回答いたしますので、回答まで数日お待ちいただきます。
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。 ※ 上記ナビダイヤルをご利用になれない場合は、直通ダイヤル(03-6631-0622)をご利用ください。

○宇宙航空科学技術推進委託費ウェブサイト

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/space/jigyuu/detail/1347482.htm

○e-Radポータルサイト

【URL】<https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Radの利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(3) e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報(制度名、提案課題名、主管実施機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト等において公開します。

(4) e-Radからの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

VI. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

(5) 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmap(<https://researchmap.jp/>)は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的にresearchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

VIII. その他

VII. その他

本公募に関するご質問等については、下記の問合せフォームを通じてご連絡ください ※。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。また、これら以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を本事業ウェブサイトにて公開させていただきます。

<事業に関するお問い合わせ>

○宇宙航空科学技術推進委託費 令和7年度公募 お問い合わせフォーム

(文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課)

【URL】<https://forms.office.com/r/tMqd72Hn0H>

担当：植坂、大木

○宇宙航空科学技術推進委託費ウェブサイト

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/space/jigyoku/detail/1347482.htm

※審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<e-Radにおける研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作に関する問い合わせ>

○e-Rad ヘルプデスク

TEL：0570-057-060(ナビダイヤル)

受付時間帯：午前9:00～午後6:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※上記ナビダイヤルをご利用になれない場合は、直通ダイヤル(03-6631-0622)をご利用ください。

※ お問い合わせフォームにアクセスできない場合に限り、文部科学省の代表番号(03-5253-4111)より、上記の担当者にお問合せいただくことが可能です。(受付可能時間帯：平日 10:00～12:00、13:00～18:00)

VIII. その他

(参考)e-Rad への入力について

下記に、e-Rad に入力する際の留意点について、プレビュー画面とともに掲載していますので、参考にしてください。なお、実際の入力画面は、下記のプレビュー画面と異なる可能性がありますのでご注意ください。

○基本情報シート

本応募は、「この内容で提出」ボタンをクリックすると、研究機関が承認するまで提出した課題は配分機能に公開されなくなります。

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

公募年度／公募名2023年度 / 令和 5 年度宇宙航空科学技術推進委員会

課題ID／研究開発課題名100文字以内

英語☐ 日本語と同じ200文字以内

一時保存中の課題を配分機能に公開する?☐ 公開する☒ 公開しない

基本情報

研究経費・研究組織

応募・受入状況

基本情報

研究経費・研究組織

応募・受入状況

研究期間(西暦)2023年度から(終了)2027年度まで

最短研究経歴: 1年 最長研究経歴: 5年

研究目的(西暦)2023年度から(終了)2027年度まで

キーワード

研究目的(1000文字以内 (3行、スペースも1文字でカウント))

研究概要(1000文字以内 (3行、スペースも1文字でカウント))

名称	形式	サイズ	ファイル名
研究目的ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	

アップロード

名称	形式	サイズ	ファイル名
研究概要ファイル	[PDF (PDF)]	10MB	

アップロード

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[PDF (PDF)]	30MB	

アップロード

名称	形式	サイズ	ファイル名
提出書類 (様式1)	[PowerPoint (PPT, PPTX)]	10MB	
提出書類 (様式2)	[Word (DOC, DOCX)]	10MB	
提出書類 (様式3)	[PDF (PDF)]	10MB	

アップロード

研究目的には、【様式2】提案書の I. 目的の(概要)に記載した事項を転記してください。

研究概要には、【様式2】提案書の表紙の「課題の概要」に記載した事項を転記してください。

「応募情報ファイル」には、公募要領 P10 に記載されている応募書類である

- ・【様式1】課題の概要
- ・【様式2】提案書
- ・【様式3】誓約書
- ・【様式3 添付書類】
- ・【その他】

をまとめて1つの PDF ファイルとしたものをアップロードしてください。

○研究経費・研究組織シート

41

○応募・受入状況シート

42

府省共通経費取扱区分表について

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的研究費制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付する場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるので、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金分配を行っている制度であって、会計処理や経費区分が本区分表と異なる運用をしている研究機関の負担に配慮し、それぞれの研究機関により適切な経費管理が可能となるよう、配分機関は本区分表を参考に費目を設定できることとする。

府省共通経費取扱区分表

第7版 令和7年2月14日

制度・事業名：宇宙航空科学技術推進委託費

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	物品費	設備備品費 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定	有（実績報告等については、中項目の設定による実施すること）	取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するもの、試作する装置に要する費用で配分機関の指示で資産計上する可能性があるものの経費。
	消耗品費	配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定	有（実績報告等については、中項目の設定による実施すること）	（研究用等）消耗品費
	人件費・謝金	人件費 業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポストドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 *人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。	有（実績報告等については、中項目の設定による実施すること）	独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ただし、「競争的研究費の直接経費からの研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究代表者の人件費を計上する場合には、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙3をご確認ください。 ※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 *謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。	有（実績報告等については、中項目の設定による実施すること）	諸謝金
	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 *旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 *旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 *「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費 ※公共交通機関を利用して移動する際の交通費について、切符購入など又はICカードによる乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱いについて定めること。
	その他	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等 *「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く	有（実績報告等については、中項目の設定による実施すること）	雑役務費（委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む）、電子計算機諸費（プログラム作成費を含む）

印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等	有（実績報告等については、中項目の設定制による実施すること）	印刷製本費
会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く）等	有（実績報告等については、中項目の設定制による実施すること）	会議開催費
通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料等	有（実績報告等については、中項目の設定制による実施すること）	通信運搬費
光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費	有（実績報告等については、中項目の設定制による実施すること）	間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがあること。
その他（諸経費）	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く） ・研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）等	有（実績報告等については、中項目の設定制による実施すること）	借損料、保険料（業務・事業に必要なもの）、学会参加費等 ※「研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙4をご確認ください。
消費税相当額	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費	有（実績報告等については、中項目の設定制による実施すること）	消費税相当額（「人件費（通勤手当除く）」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費）等を記載する。なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。 ※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。

間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。		
------	--	--	--

再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）		
------------	---	--	--

* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表について」も併せて参照すること。

(別紙2)

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」

(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和5年5月31日改正))

別表1

間接経費の主な使途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備(※)の設備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場
など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

研究代表者(PI)の人件費の支出について

研究代表者(以下「PI」という。)の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

PIとして研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

2. 支出額

PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート(研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1)直接経費にPIの人件費(の一部)を計上することについて、PI本人が希望していること。
- (2)PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。【申し合わせ別紙参照】
- (3)PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

4. 申請に係る手続き

- (1)研究機関は、PI人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況(申し合わせ別添様式1)及び活用方針(申し合わせ別添様式2)を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。
- (2)PI及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。
- (3)承認後、PI及び研究機関は、研究計画書等にPI人件費を計上する。

5. 執行後の手続き

- (1)PI及び研究機関は、執行年度の翌年度5月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。
- (2)研究機関は、執行年度の翌年度6月末までに、確保した財源の活用実績の報告書(申し合わせ別添様式3)を科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。

6. その他

- (1)研究代表者(PI)の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.(1)及び5.(2)で提出が必要な様式は、下記の文科省HPからダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm

- (2)本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、下記の窓口において対応を行う。

科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室 e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp 電話: 03-6734-4014

研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年 10 月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm)を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者(以下「PI」という。)や研究分担者本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務(※)の代行に係る経費(以下「バイアウト経費」という。)を支出することが可能。

(※)所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる(例:教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)、社会貢献活動(診療活動、研究成果普及活動等)等)。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PI は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該 PI が研究費の直接経費により PI 人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

2. 所属研究機関において実施すべき事項等

(1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務(1. を参照)に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費(料金)や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

(2) PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

(3) 経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

(別紙5)

(様式)

年 月 日

文部科学省
研究開発局長 殿

(研究代表者所属機関)
(研究代表者氏名)

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

研究課題「(研究課題名を記載)」に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

「国民との科学・技術対話」の推進について
(基本的取組方針)

平成22年6月19日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術により一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ① 当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ② 配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③ 「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたか

について確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。

- ④ 上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

(2) 大学・研究機関

- ① 大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ② 研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③ 大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④ 上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
- なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2(1)③の評価対象の一つとする。

(3) 取組に際して留意すべき事項

- ① 本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ② 研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。
- ③ 研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④ 地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。

- ⑤ 本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。

受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

(事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

(事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

(事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

(事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

(事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント（サイエンスアゴラ2009）において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都―平成22年度産学官連携推進会議―へ参加・出展した。

◎ 日本の研究者数 約 83 万 9 千人 (2008 年度 : 総務省調)
(内訳)

大学等	約 30 万 6 千人
公的機関	約 3 万 2 千人
企業等 (NPO 含む)	約 50 万 1 千人

◎ 競争的資金 (8 府省) 55, 713 件

1	5 千万円以上	
	・ 5 千万円以上の件数	1, 468 件 (約 2.6%)
	・ 上記の研究者数 (実数)	1, 329 人 (約 2.4%)
2	3 千万円以上	
	・ 3 千万円以上の件数	2, 447 件 (約 4.4%)
	・ 上記の研究者数 (実数)	2, 188 人 (約 3.9%)
3	1 千万円以上	
	・ 1 千万円以上の件数	7, 291 件 (約 13.1%)
	・ 上記の研究者数 (実数)	6, 159 人 (約 11.1%)

◎ プロジェクト研究資金 (7 府省)	3, 780 件	
1	1 億円以上	469 件 (約 12.4%)
2	5 千万円以上	832 件 (約 22.0%)
3	3 千万円以上	1, 334 件 (約 35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調 (平成 20 年度)

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- (2) PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること。
- (3) PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)。

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

4. 実施方法

(1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のためにPI等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(4) 活動の支援、承認取消

PI等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に

(別紙7)

実施されるよう助言を行う。

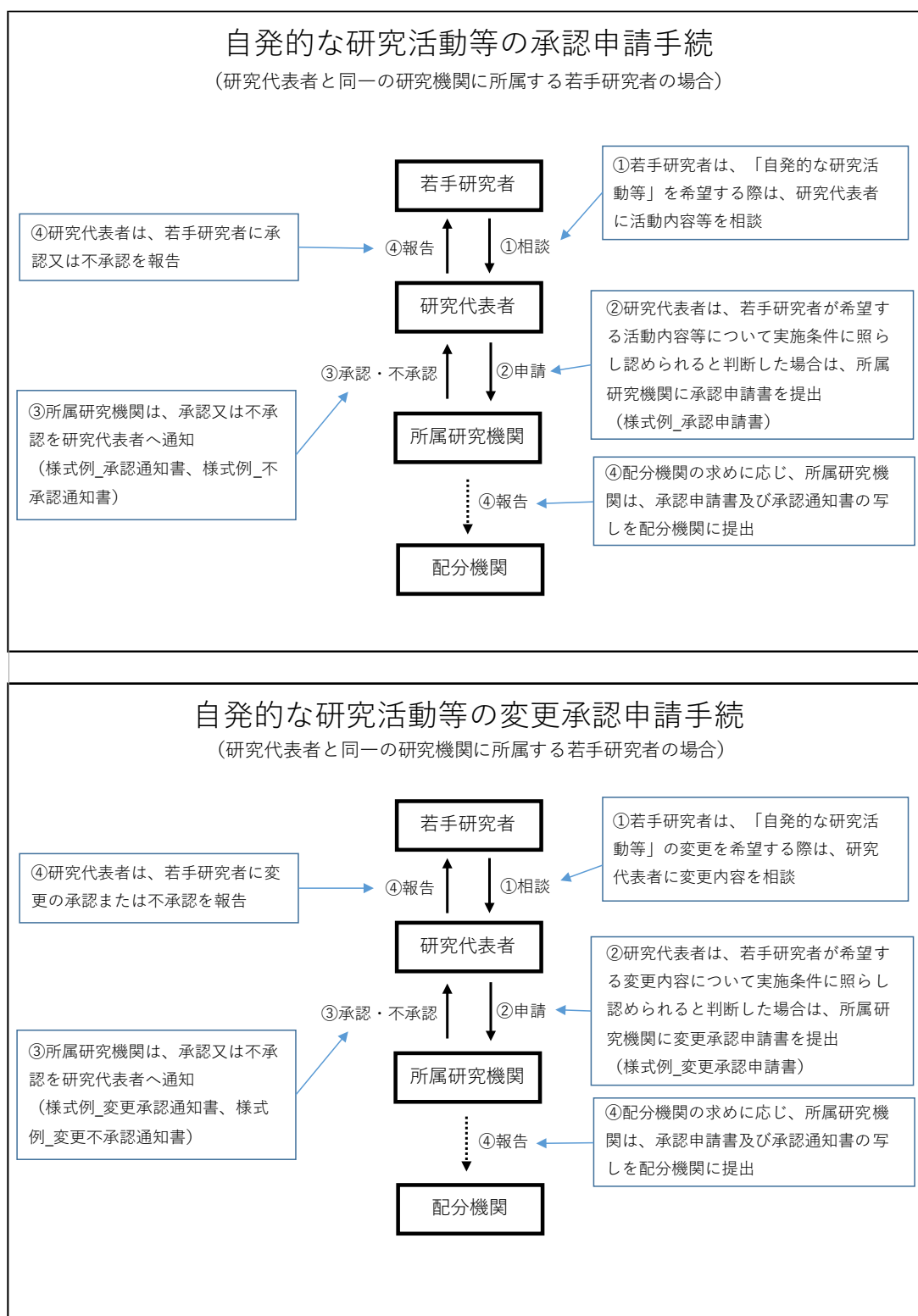
なお、当該研究活動等が2.の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

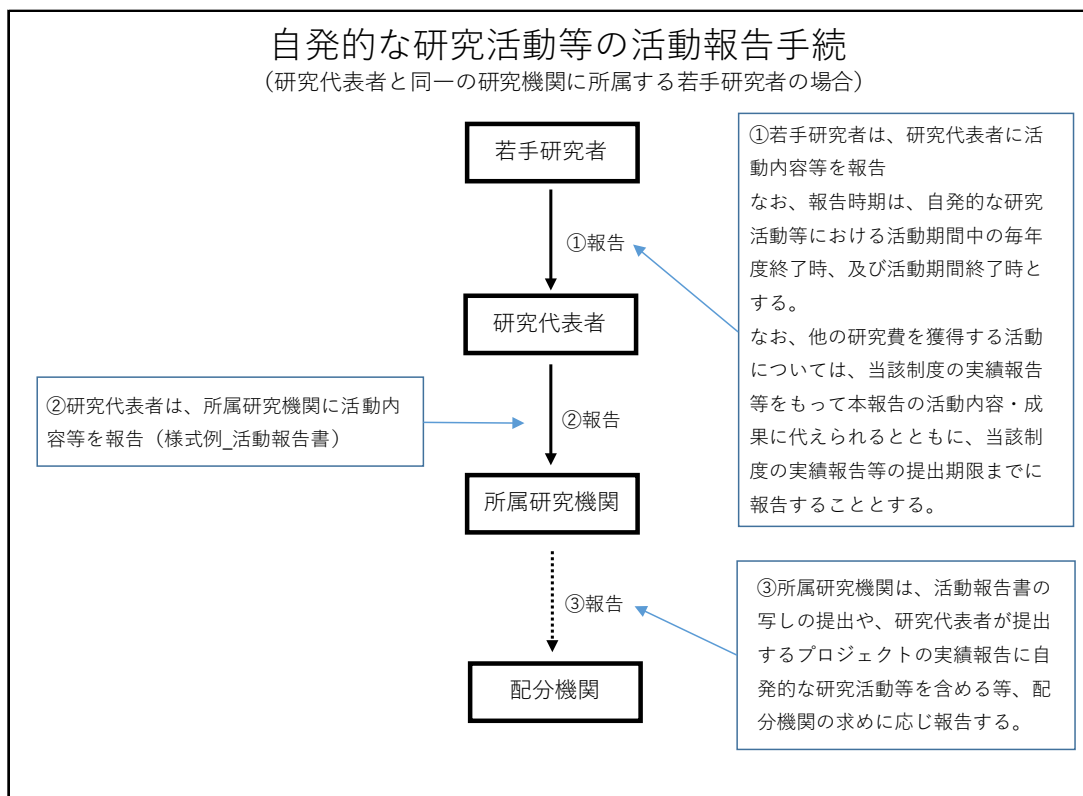
※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

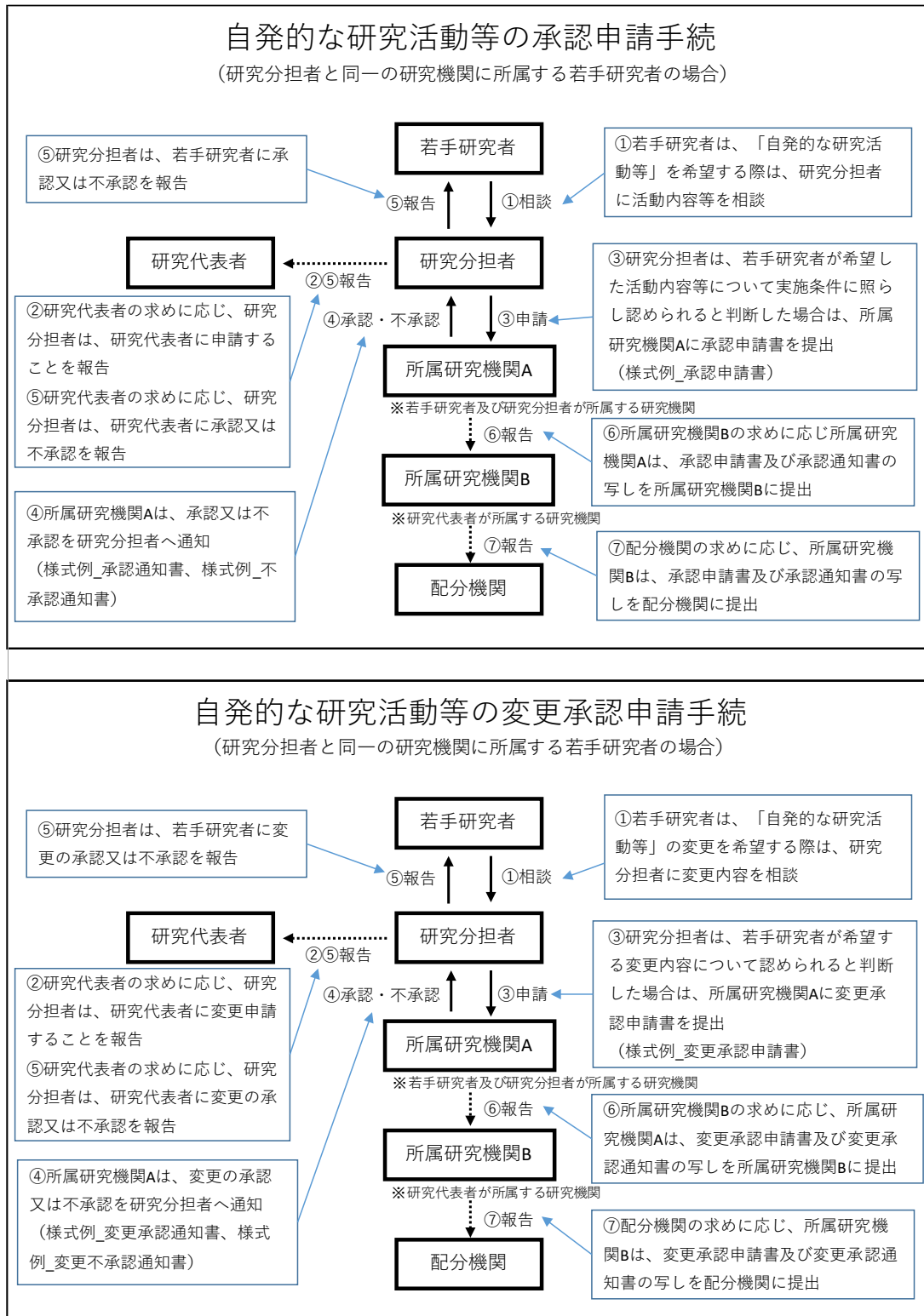
5. 様式例

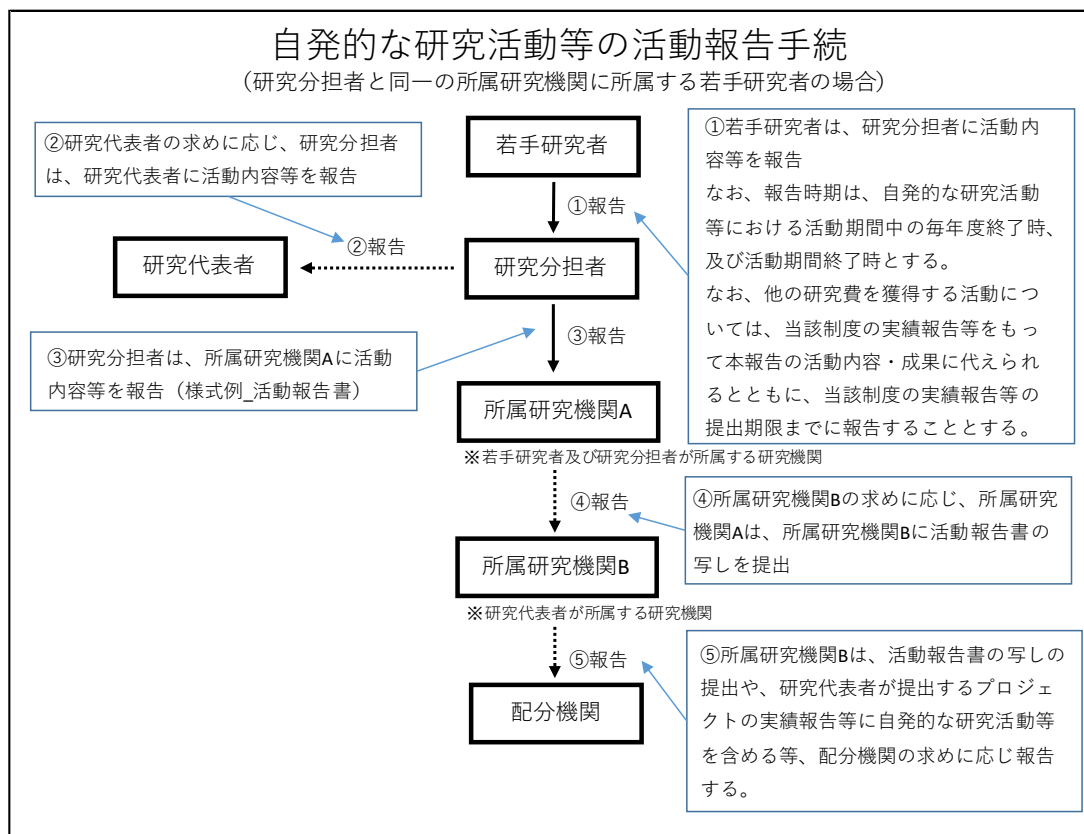
4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の文部科学省 HP に掲載しているため、適宜活用いただきたい。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm









2025年〇月〇日

関係資金配分機関の長 殿

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役社長 X X X X

安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等電子申請システムにより公募する競争的研究費等に応募・採択された課題に係る安全保障貿易管理への対応として、下記事項について誓約します。

記

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等電子申請システムにより公募する競争的研究費等に応募・採択された課題を通じて取得した貨物及び技術若しくは本課題を活用して既に保有している貨物及び技術について、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」を行うこと、又は本課題終了^(注)のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備すること。

【参考】 輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている基準。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1）貨物等を確認する責任者を定めること、2）法令遵守の指導を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに1）代表者を責任者とすること、2）輸出管理体制を定めること、3）該非確認の手続きを定めること、4）用途と需要者等の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、5）出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。

(注)採択された課題が複数ある場合は、課題終了が早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備すること

e-Rad を利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



所属研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知(事務代表者の e-Rad ログイン ID)がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照 URL: <https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>



所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者(申請する際に代表者となる方)を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照 URL: https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参照マニュアル: 研究機関事務代表者用マニュアル「1. 研究機関手続き編」「2. 研究者手続き編」「3. 研究機関事務分担者手続き編」



所属研究機関が行います

公募要領・応募書類の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と応募書類をダウンロードします。

参照 URL: https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参照マニュアル: 研究機関事務代表用マニュアル「6. 応募編」



所属研究機関が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad には、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体(PDF、Word、一太郎)で添付する内容があります。なお、権限を付与することで研究者も入力可能となります。

参照 URL: https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参照マニュアル: 研究機関事務代表用マニュアル「6. 応募編」



文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法是、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

令和7年度 宇宙航空科学技術推進委託費 審査要項

文部科学省
研究開発局

1. 審査方法

提案された課題(以下「提案課題」という。)について、プログラムディレクター(以下、PD)及びプログラムオフィサー(以下、PO)から構成される審査評価会及び専門ワーキンググループにおいて、審査基準に基づき、書面及び面接により審査し、採択課題候補を選定する。審査評価会が選定した採択課題候補について、文部科学省が採択を決定する。

(1) 書面審査

- ・書面審査においては、提案課題に対し、専門ワーキンググループの構成員(以下「書面審査委員」という。)のうち5名以上が、提出された応募書類の内容を踏まえ、「評価項目及び審査基準」(別紙)に基づき評価を行う。
- ・書面審査委員は、審査を行う各提案課題に対して、別紙に示す評価項目ごとに1～10点満点の評価を行う。評価項目ごとの点数を合計した値を、その提案課題に対する当該書面審査委員の評価点とする。
- ・各提案課題に対する、書面審査委員の各々の評価点の平均を四捨五入した値を、その提案課題の得点とする。15点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。
- ・審査評価会は、面接審査の対象となる提案課題を、プログラム区分ごとに、得点の高い順に選定する。
- ・面接審査の対象となる提案課題数は、採択予定件数等を踏まえて、審査評価会が決定する。
- ・得点をもとに面接審査の対象となる提案課題を選定した結果、過去に採択実績のある機関からの提案課題のみとなったプログラム区分について、審査評価会は、過去に採択実績のない機関からの提案課題を、当該プログラム区分における得点の高い順に、面接審査の対象として追加することができる。

(2) 面接審査

- ・面接審査においては、審査評価会の構成員(以下「審査評価委員」という。)は、原則として面接審査の対象となった提案課題の研究代表者からプレゼンテーションを受け、「評価項目」(別紙)を総合的に踏まえ、10点満点で評価を行う。5点を合格最低基準点とし、各審査評価委員の評価点の平均点がこれを下回るものは採択しない。
- ・各提案課題に対する各審査評価委員の評価点の平均等を踏まえ、審査評価会は、採択課題候補を選定する。審査評価会は、選定した採択課題候補について、採択に当たっての条件(以下「採択条件」という。)を付すことができる。

2. 審査結果の通知及び公開

(1) 審査結果の通知

審査評価会より採択条件が付された採択課題候補について、文部科学省は、当該提案課題の研究代表者と調整を行い、採択条件に即した提案内容の修正等を受けた上で、採択を決定する。採択条件が付されていない採択課題候補は、原則としてそのまま採択を決定する。採択決定後、全ての提案について審査結果を通知する。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、採択提案の概要を公開する。

3. 利害関係者の排除

(別添 1)

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 審査評価会の構成員及び書面審査委員(以下「委員」とする。)自身が提案課題の研究代表者又は共同参画者である場合、当該提案課題と同一のプログラム区分における他の提案課題の評価に加わらないこととする。
- (2) 委員自身が、提案課題との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、すみやかに文部科学省に申し出なければならない。
 - ① 応募書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 当該提案課題が、委員が所属している機関等からの申請である場合
 - ③ 委員自身が、過去5年以内に当該提案課題の研究代表者又は共同研究者から寄附を受けている場合
 - ④ 委員自身が、過去5年以内に当該提案課題の研究代表者又は共同研究者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - ⑤ 委員自身と当該提案課題の研究代表者又は共同研究者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ研究代表者又は共同研究者からその対価を委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 委員自身が、当該提案課題の研究代表者又は共同研究者もしくはそれらの所属機関の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、当該提案課題の研究代表者又は共同参画者との間に深い利害関係があり、当該提案課題の審査を行った場合に社会的通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合(※)(※)例えば、委員自身が、応募書類における研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
ア)親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
イ)緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
ウ)大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において、同一学科・専攻の所属関係にある研究者等
エ)密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
オ)当該提案課題の採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- (3) 前項の1号から6号に該当する場合、当該委員はその関係性を有する提案課題の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査評価会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該提案課題の審査を辞退した場合は、その限りではない。
- (4) 審査評価会は、前項の要請を受けた場合は、当該委員の審査の可否について決定しなければならない。
- (5) 委員は、前項により審査評価会が審査を行ってはならないことを決定した場合はその関係性を有する研究代表者の審査を行ってはならない。

4. 不公正な働きかけ

- (1) 委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省に報告しなければならない。
- (2) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

5. 守秘義務について

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、委員として取得した情報(応募書類等各種資料を含む)は、厳重に管理する。

(別添 1)

別紙:「評価項目及び審査基準」

評価項目及び審査基準

(1) 目的の妥当性【20 点満点】

(宇宙人材育成プログラム/宇宙専門人材育成)

審査の視点

- ① プログラムの目的、対象、実施要件に合致した内容であるか。
- ② 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための達成目標となっているか。
- ③ 事業終了後を見据えた具体的な目標設定と定量的な指標設定となっているか。
- ④ 主管実施機関のみならず、共同参画機関や協力機関を含め、幅広く学生等を受け入れるものであるなど、一定の人材育成数が確保される見込みがあるか。
- ⑤ 実施要件等において推奨している取組をどの程度満たしているか。

(実施要件等より抜粋)

- ・ 国際性や多様性を有したプログラムの構築に向け、海外機関との連携や交流を行うこと。

(宇宙人材育成プログラム/宇宙アーキテクト人材育成)

審査の視点

- ① プログラムの目的、対象、実施要件に合致した内容であるか。
- ② 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための達成目標となっているか。
- ③ 事業終了後を見据えた具体的な目標設定と定量的な指標設定となっているか。
- ④ 座学のみならず、衛星、ロケット、大気球等の開発や実験に係る実践的なプロジェクト体験を提供するものであるか。
- ⑤ 実施要件等において推奨している取組をどの程度満たしているか。

(実施要件等より抜粋)

- ・ 国際性や多様性を有したプログラムの構築に向け、海外機関との連携や交流を行うこと。

(宇宙人材育成プログラム/宇宙ビジネス人材育成)

審査の視点

- ① プログラムの目的、対象、実施要件に合致した内容であるか。
- ② 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための達成目標となっているか。
- ③ 事業終了後を見据えた具体的な目標設定と定量的な指標設定となっているか。
- ④ 主管実施機関のみならず、共同参画機関や協力機関を含め、幅広く学生等を受け入れるものであるなど、一定の人材育成数が確保される見込みがあるか。
- ⑤ 実施要件等において推奨している取組をどの程度満たしているか。

(実施要件等より抜粋)

- ・ 国際性や多様性を有したプログラムの構築に向け、海外機関との連携や交流を行うこと。
- ・ 宇宙ビジネスに係る基礎知識(例:歴史、法律、経済、国内外の情勢、技術開発、キャリア形成等)を含むカリキュラムの策定(ケーススタディーの実践、ワークショップ開催等を含む)及び提供を行うこと。
- ・ 機関内において、学部・学科に閉じずコース修了の認定制度を設け、本プログラムを修了した学生にはコース修了の認定を行うこと。
- ・ 宇宙企業と連携した実践的講座・プログラムを実施すること。
- ・ 機関外の学生や社会人の受講も可能とすること。

(別添 1 別紙)

(航空人材育成プログラム)

審査の視点

- ① プログラムの目的、対象、実施要件に合致した内容であるか。
- ② 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための達成目標となっているか。
- ③ 事業終了後を見据えた具体的な目標設定と定量的な指標設定となっているか。
- ④ 主管実施機関のみならず、共同参画機関や協力機関を含め、幅広く学生等を受け入れるものであるなど、一定の人材育成数が確保される見込みがあるか。
- ⑤ 座学のみならず、無人航空機等の開発や実験に係る実践的なプロジェクト体験を提供するものであるか。

(革新的航空科学技術創出プログラム)

審査の視点

- ① プログラムの目的、対象、実施要件に合致した内容であるか。
- ② 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための達成目標となっているか。
- ③ 事業終了後を見据えた具体的な目標設定と定量的な指標設定となっているか。
- ④ 実施要件等において推奨している取組をどの程度満たしているか。

(実施要件等より抜粋)

- ・ 事業終了後も引き続き取組を行うために必要な連携体制や資金計画を、事後評価時に示せるよう検討すること。

(2)方法・計画の妥当性【5点満点】

審査の視点

- ① 目的の達成に資する方法が示されているか。
- ② 実現性が高い計画であるか。

(3)実施体制の妥当性【3点満点】

審査の視点

- ① 課題の実施に必要な人材、研究開発体制、施設・設備等が確保されているか。
- ② 若手研究者を積極的に参画させる体制となっているか。
- ③ 事業終了後も見据えた必要な連携体制が組まれているか。

(4)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価【2点満点】

審査の視点

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

(5)その他【点数化しない】

- ① 他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。

評価項目(1)は以下の10段階で評価を行い、20点満点に換算する。

- 10点・・・大変優れている
- 8点・・・優れている
- 5点・・・適切である
- 3点・・・あまり適切でない(内容に一部見直しが必要であるが、採択可能)
- 1点・・・不適切である(内容の大幅な見直しが必要であり、採択に適さない)

評価項目(2)は以下の5段階で評価を行う。

- 5点・・・大変優れている
- 4点・・・優れている
- 3点・・・適切である
- 2点・・・あまり適切でない(内容に一部見直しが必要であるが、採択可能)
- 1点・・・不適切である(内容の大幅な見直しが必要であり、採択に適さない)

評価項目(3)は以下の3段階で評価を行う。

- 3点・・・優れている
- 2点・・・適切である
- 1点・・・不適切である(内容の大幅な見直しが必要であり、採択に適さない)

評価項目(4)については、以下のとおり評価を行う。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。複数の機関が参画する場合は、機関ごとに評価を行い、その平均値を評価点とする。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定

(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。).....0.8点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。).....1.2点
- ・認定段階3.....1.6点
- ・プラチナえるぼし認定企業.....2点
- ・行動計画策定済.....0.4点(※)

(※)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る

(※)審査の日までに計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準).....0.8点
(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)
- ・トライくるみん認定.....1.2点
- ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準).....1.2点
(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第44条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。))
- ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準).....1.2点
(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)
- ・プラチナくるみん認定.....2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定.....1.6点

○上記に該当する認定等を有しない.....0点

事後評価実施要領

1. 概要

本要領は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定)と「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日(最終改定 平成29年4月1日) 文部科学大臣決定)に基づき、地球観測技術等調査研究委託事業(宇宙航空科学技術推進委託費による事業。以下「委託事業」という。)の事後評価実施に当たっての要領について、定めたものである。

2. 目的

事後評価では、委託事業の実施課題(以下「課題」という。)が、宇宙航空科学技術の推進という当初の計画・目的を効果的に達成したのかという観点で評価し、本事業の成果を、専門家の評価とともに社会に公表することにより、当該技術の利用を社会に促すことを目的とするものである。

3. 評価体制

プログラムディレクター(以下、PD)及びプログラムオフィサー(以下、PO)から構成される審査評価会及び専門ワーキンググループにより、専門的な観点から評価を行う。

4. 評価の方法

研究代表者から提出のあった資料やヒアリング等に基づき、その課題に対する評価(案)を作成し、それを審査評価会で審査・決定する。

5. 評価の観点

目標の達成状況、研究開発成果等の観点から評価を行う。評価項目毎のコメント及び全体を総括した総合コメントを付し、総合評価として5段階による評価点を付す。

5段階による評価点は次のとおりとする。

- S) 優れた成果を挙げ、宇宙航空科学技術の推進に著しく貢献した。
- A) 相応の成果を挙げ、宇宙航空科学技術の推進に貢献した。
- B) 相応の成果を挙げ、宇宙航空科学技術の推進に貢献しているが、一部の成果は得られておらず、その合理的な理由が説明されていない。
- C) 一部の成果を挙げているが、宇宙航空科学技術の明確な推進につながっていない。
- D) 成果はほとんど得られていない。

6. 評価結果の通知及び公開

(1) 研究代表者への通知

評価結果についてはその詳細を文部科学省より機関の代表者へ文書で通知する。

(2) 結果の公開

評価結果は、以下の情報を、文部科学省ウェブサイトに掲載する。

- ①事後評価票
- ②成果概要
- ③審査評価会の構成員名簿

7. 利益相反及び守秘義務

評価に当たり、公正・中立な課題の評価を行う観点から、委員に係る利害範囲等の取り扱いについては、以下のとおりとする。

(別添2)

- (1) 委員自身が評価対象課題の研究代表者又は共同参画者である場合、評価に加わらないこととする。
 - (2) 委員自身が、評価対象課題との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、すみやかに文部科学省研究開発局宇宙開発利用課に申し出なければならない。
 - ① 研究代表者から提出のあった資料やヒアリング等の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 委員が所属している法人等が実施する課題である場合
 - ③ 委員自身が、過去5年以内に評価対象課題の研究代表者又は共同研究者から寄附を受けている場合
 - ④ 委員自身が、過去5年以内に評価対象課題の研究代表者又は共同研究者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - ⑤ 委員自身と研究代表者又は共同研究者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ研究代表者又は共同研究者からその対価を委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 委員自身が、研究代表者又は共同研究者もしくはそれらの所属機関の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、評価対象課題の研究代表者又は共同参画者との間に深い利害関係があり、当該提案の評価を行った場合に社会的通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合(※)
- (※) 例えば、委員自身が、評価対象課題における研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
- ア) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - イ) 緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ウ) 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において、同一学科・専攻の所属関係にある研究者等
 - エ) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - オ) 評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- (3) 前項の1号から6号に該当する場合、当該委員はその関係性を有する研究代表者の実施する課題の評価を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査評価会に当該委員の評価の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該提案の評価を辞退した場合は、その限りではない。
 - (4) 審査評価会は、前項の要請を受けた場合は、当該委員の評価の可否について決定しなければならない。
 - (5) 委員は、前項により審査評価会が評価を行ってはならないことを決定した場合はその関係性を有する研究代表者の評価を行ってはならない。
 - (6) 守秘義務
委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容については、外部に漏洩しないこととする。

8. 不公正な働きかけ

- (1) 委員は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局宇宙開発利用課に報告しなければならない。
- (2) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

以上